

# 売電報告書

雪国長岡での再エネ導入促進補助金により導入した太陽光発電設備について、次のとおり売電契約手続きを行っていることを報告します。

申請者氏名	
売電先事業者名	
売電プラン名 ※分からない場合は空欄	

## 補足事項

- 1 売電の契約書等の取得が遅くなり、速やかな実績報告書の提出に支障をきたす場合、当報告書を使用して売電に関する情報を報告すること。
- 2 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。)に基づく固定価格買取制度(以下「FIT」という。)の認定又は FIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
- 3 発電した電力量の 30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。事業者にあつては 50%以上を事業所の敷地内で自ら消費すること。